

今、朝廷の壬戌といはる。桓武天皇の御世此始延
曆元年なり。並廿九代也。景行天皇より當今此御世
五下の御代数なり。積年六百六十九歳。此氏文は
る。同言あり。其処に説へるが如し。
○伊波比由麻波

近于
年十一

今、朝廷の壬戌といはる。桓武天皇の御世此始延
曆元年なり。並廿九代也。景行天皇より當今此御世
五下の御代数なり。積年六百六十九歳。此氏文は
記する六獨命の詔、よりて御膳も供奉し始まる。
景行天皇の五十三年より。下の分書より延暦十一
年までの年数なり。さて此年紀を注せし事ハ、第三
章の延暦十一年也。定高橋安曇二氏供奉神事、御膳
行立前後、事官符也。本延暦八年為有私事各進記文、
即喚二氏勘問事、由兼搜檢日本紀及二氏私記、及知
高橋氏之可先云々。謹案日本紀云々。檢其家記略同。
於此是高橋氏預奉御膳之由也云々。更无可疑、先後
之次序已灼然。理須以高橋為先、安曇在後云々。と見
えざる事なきなり。さてその祀文と以て私記家記

ふとい登るハ。其ハ此氏文の事なり。安曇の事作
里。こまら潤飾のこ免。かくて延暦十一年不及び
に文を撰ぶるなり。其氏文の證明なるをいへ。高橋
件の官符のおとく。其氏文の證明なるをいへ。高橋
安曇此前登る登る由を判めへるなり。氏文の
尾に。この迄于今朝廷云こと。二十一書加へ。その勅
判を奉るを多る年紀を記して後、證とし。又其時の
官符を写して氏文の副するなり。其官符を第三章
として下し奉くるこれなり。又此分書の延暦
の年次。月令は十九年と作されど。上件、の本文は合
はぬ。何の由なるを。十一年とあるときハ勅判の

年の當りハ事實は合ひ。す。六百六十九歳とい
る年数も合へ被る。十九年と作るは十一年の訛
写なる事疑なし。故に訂して書す。そ。膳夫
字以へる。後世の人、意を賤職此と聞ゆまど。然
ら代。上古も。凡て御膳を嚴重を言まつるら。
膳夫もことに其人を選ばま。軽らるる職もな
る。何なる。さる神世の故実も。古事記は
大國主神國避の段。櫛八玉神を膳夫として。天御
饗奉らる。時。火を鑽出ぐ。云々。供奉りし状
委しく見え。同記は此奉行なり。前後建命平國

不^レ廻行^ハ、時久米直祖七^ニ奉^ル。以^テつも膳又^ハ以^テ從^ス。
不^レ仕奉^ルし由記さきくゝるハ。諸司^ノ多^クる在^リ中^ニ。
殊^ニを良^ニに以^テ職^ヲをの^ミ舉^ゲ記^スをめ趣^ヲをもて也。其^レ輕^ク
りらざる不^レ知^ラらざり。忘^ルくあり多^クに。於^テ時六^ニ。
鷹命^トく其道^ハは仕^テ奉^ルを賞^メ多^ク乎^ハ以^テ。新嘗祭^ニ。
の奉^ル物^ヲ。膳職^ノの御饗^ハ此事^トも。さらに其^レ式^ヲを定^メ始^メ
免^サさる^ル也。薨^リ後^ニハ。その魂^ヲを膳職^ニ齎^シひて。
永^ク世^ハ不^レ仕^テ奉^ルし免^セる^ル也。子孫^ヲ導^クをハ。長^キ世^ハ不^レ其^レ職^ヲ
の長^キと^シて仕^テ奉^ル良^シ免^セむと詔^ヲを^レはせぬ^ハなり。
さて其^レ詔^ヲも第三章^ニ見^エたり。

第二章

此^レ章^ニて政事要略^一條^ハ天皇^ノの御世^ハ此^レ頃^ノ人^ノ第^ニ廿六^ニ
卷^ニ。年中行事部^ニ。十一月中^ニ。卯日^ニ。新嘗祭^ノ條^ニ。高橋氏^ノ文^ヲ。
云^フとて載^セる^ル也。採^リて。書表^ハを^レなり。又^ハ年中行^キ
事秘抄^ニ。十一月中^ニ。辰日^ニ。豊明節會^ハ此^レ條^ニ。於^テ章^ノの文^ヲを
以^テた^ク折^リ畧^シき^テ記^ス。又^ハ中原師光^ノ朝臣^ノの年中行事^ニ
に也。秘抄^ニより引出^キなり。見^エる^ル同文^ノのありを
も。批^キ校^ス訂^スなり。

六^ノ鴈^ノ命^ト。七十二^年。秋^ニ。八月^ニ。受^テ病^ヲ。同^月薨^リ也。

七十二^年。七^月。七十二^の齡^ニなり。此^ノの七十二^年也。景行^ノ
天皇^ノの御世^ノの年^ノ數^ハ也。

ハあり。景行天皇七御世の六十年十月、崩生。其時六鴈命の薨る。御世七十二年、知らば假。天皇の崩る。承仁天皇の八十七年、生れ。景行天皇の五十三年、六十の時、浮島の行宮にて、御膳此事。任孝、始免、同五十九年八月に薨る。に當り。

時、天皇聞食而大悲給准親王式而賜葬也。
天皇七景行天皇の御事を申せるなり。○親王ハ當時の稱も何ら。茲時の詔詞ハ、王子六猶命と書。王、親王と申は稱ハ、あるは後の御世におとびて制めり。継嗣令ハ、凡皇兄弟皇子皆為親王。以外並為諸王。自親王五世雖得王名不在皇親之限と見えて、亦漢國の隋唐の制ハ據りりあるな

親王ハ、准親王式と書。皇子の式ハ准。由を。後の稱或て記せり。親王ハ、美古と云てあるハ、賜葬也。皇子ハ、准へり。賜物を賜ひきり由なり。葬とのミよてハ、言やぬ。にハ、何ら但し當時の式を知る由なし。後の事れがら、喪葬令に、凡職事官薨、賜物、謂云々、送死、正從一位、絶三十匹、布一百二十端、鐵十廷云々。親王及左右大臣、准一位と見えり。よ、按ふに、賜葬と云。葬の事、後河原院、皇子ハ、准へり。公より賜物を与ひきり、てをあるなり。

於是宣命使遣藤河別命武男心命等宣命云

宣命使宣命と云。勅命を宣るといふ。宣ると云。勅命を受傳へて。人曰宣聞を宣るといふ。宣ると云。勅命を奉りて罷向ふ人を宣命使といふ。但し宣命使のこゝと云。於氏文記を當時此後なり。上此ハ後古も美古登乃里豆加比ふといひしり多む。此ハ六雁命の魂也。勅命を宣聞しむる御使なり。藤河別命他書とも不見何より。但し別命と稱ふより。此天皇の皇子なるは。此天皇の皇子なるは。由何り。其古事記景行段也。凡此大帶日子天皇之御子等。所録二十王不入記。五十九王。特八十王之中云。自其

餘七十七王者悉別賜國々之國造亦和氣及稻置縣主也。と云。書紀同天皇卷に。天皇之男女前後並八十子。云々。七十餘子皆封國郡。故當今時謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉。と云。御名の事。こえのへるハ古事記書紀に載らざる皇子合せて二十九王。紹運録に其餘ハ三十八王と載るを。總合して六十七王と云へる中に。櫛角別王押別命豊戸別王豊國別王など某別と申す御名多く聞え。考其其餘御名の傳はらざる皇子等十三王の中に。この藤河別命ハおろしむる。傳の書ども記漏

良きまゝあるふし。然らば其皇子と生を藤河別命を。此宣命使遣はしざる。准親王式而賜葬とある當時の式も了るはありぬ。武男心命。景行紀三年者二月庚寅朔。卜于幸紀伊國將祭祀群神祇而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命。心誠猪令祭云々。仍住九年と見えり。古事記も孝元天皇の皇子大昆古命此弟也。少名日子建猪心命と見え。紹運録も大昆古命の弟比古布都押之信命の子也。屋主忍男武雄心命。通本屋主忍男命。武雄心命と二人とあるを誤り。瑞本は證を引て一本は中々姓氏録も。伊賀朝依りて訂さるに隨ふべし。

臣の譜も。大彦命、男大稻輿命、男彦屋主男心命、道公、譜も。大彦命、孫彦屋主男心命。諸本に男字を田と此と被ととり同し。或は日と作す。誤書と今傍證に依りて男と作す。河内高祖屋主思なかとりに見えり。姓氏録なる傳はては。大稻輿命の子也。六鴈命と兄弟なり。その次存るはづきもて。六鴈命此縁も縁糸。副使も羨しり。くもよあるべき。さて其宣命使も。六鴈命此殯所も。嚴向ひて勅命を宣し免りし。了る。後の事不から。續紀も大室元年七月壬辰。在大臣正二位多治比真人嶋薨。詔遣右少弁從五位下波多朝臣廣足治部少南從五位下大宅朝臣金弓等。監護喪事。又遣三占刑部親王正三位石上朝臣麿就弟弔賜

之。正五位下。真人。大臣。公卿之謀。從五位下。宅野朝臣名代。為百官之誅。大臣宣化。天皇之誅。公卿百官の誅。使字遣ハシ。表事を監護をさせぬ。公卿百官の誅。

天皇加^カ大御言^{オホミコトコト}良麻^{ラマ}宜^{ヨシ}波^ハ王子^{オウジ}六^ム獨^{ドク}命^{ノミコト}不^フ思^シ保^ホ佐^サ流^{リウ}外^{ガイ}余^ヨ卒^{ソウ}
上^ウ古^コの遺^イ或^シなりしなるハシ
上^ウ利^リ聞^キ食^シ之^ノ夜^ヤ晝^{シユ}余^ヨ悲^ヒ愁^{シュ}給^キ川^{カハ}大^{オホ}坐^マ湏^ス

此の宜る詔詞なり。そもく上代の詔詞ハ古事記書紀に志るされしことなく。續紀に持統天皇の十一年八月の詔詞を初載らまざる。そまよりあるなるハ。以づきの書もさらに見えざる

とふきをいひ此氏文を見えざる。景行天皇此詔詞ハ以中々漢ざまふるとの後白トこまふく。文字なき頃の御世此なきハ。いとましく免でなく。當ふとし。其處て古言の聯誦するものハ。歌も長きを短きも。中々祝詞吉詞語詞など。神世なるを始に。その上代の詞此方と本傳ハまざる。阿ま。詔詞の傳ハ被ふハ。當ふ。此種ハ。一の之を存し。當る。さて此詔詞此類ハ。誄詞ハあり。續紀に室龜二年二月己酉。左大臣藤原長手公薨ぬし時。文室大市石川豐成は遣して吊賻之曰とて載らま。

る詔詞の状これに似たり。之を合き見て。此詔詞の
殊に古、さぬる趣を。よくあぢはひ悟るべきもの
を○王子を美古とむべし。六穉命ハ上云へる
ホとく。孝元天皇の曾孫にて。後の令制より由る
三世王なり。ほきど當時然るにや。ふ然御令を
あら交。二世三世此王也。時の情状も志きりて。臣
列も立雙ひて仕奉らるるへも。あり奉れば。六穉
命も既下臣列りて仕奉らる事。上章見みえしは。か
おとし。然るをこ。ホ王子也。も詔守るを。さち
屋より殊に御親し。これも本なる能る語し。下の詔

詞に。若之膳臣等乃不継在朕加王等乎志天他氏乃
人等乎相交天波乱良志女之。と詔へる。まおとひ
合を奉るべし。○不思保佐々流外介。この不字無用
なり。それと他の詔詞。まゝ万葉集の中にも。此
を多ひの書ぎまあり。難む屋きにあ良は。○卒上ハ。
美麻加利安我利とむ屋し。人の死りぬま。魂神
を離遊きて。天上揚也。顯世も往來ふ由りて。
言継来まぬ古語とをきこえたる。天上揚るといふ
花之安米爾登也。安我理等敷里家卒。と云ふ
安米にまよて。魂神揚也。空のまなり。さい崩を
賀理と申也。魂神揚也。天の阿賀里乃美也。と
申也。其知をり御魂神の天の阿賀里乃美也。と

ぬ松ハ知るらん
てあらずむを人ハ
御此時大后の御歌
見まども真逢ぬも
御行通ひまむと
の無きと歎きまへる
翔まても何を魂此来ても見むとを免る歌なぞ
も魂の天翔ふといふ古意は依まるなり洞物語後
翔まても何を魂此来ても見むとを免る歌なぞ
に魂氏物語ぬ魂の行方天翔る標巻は降る悲しき
ひに見えぬ空をふり人の天翔る標巻は降る悲しき

とと未依りや
見まども真逢ぬも
御行通ひまむと
の無きと歎きまへる
翔まても何を魂此来ても見むとを免る歌なぞ
も魂の天翔ふといふ古意は依まるなり洞物語後
翔まても何を魂此来ても見むとを免る歌なぞ
に魂氏物語ぬ魂の行方天翔る標巻は降る悲しき
ひに見えぬ空をふり人の天翔る標巻は降る悲しき